

様式給第1号

事務局長	次長	参事	主幹	係長	主査	係	記帳	決定決議書		
								決定年月日		
次のとおり決定します。								資格取得日		
決定額		円						資格喪失日		
<b>傷病見舞金・家族傷病見舞金 請求書</b>										
疾病等又は特定損傷を負った者の氏名			生年月日及び会員との続柄			年 月 日 続柄:				
請求区分 (1.又は2.のいずれかに○)	1. 病気又は負傷(疾病等)により入院を伴う治療を受けた。 2. 不慮の事故による特定の損傷(特定損傷)に伴う治療を受けた。									
疾病等・特定損傷の名称	(傷病名)									
特定損傷の区分(注1)	骨折・関節の脱臼・腱の断裂・熱傷・永久歯の喪失 ※いずれかに○									
治療期間	自: 年 月 日 至: 年 月 日		入院日数	日	通院回数		回			
不慮の事故の状況及び原因(注1)										
請求額	入院日数 (5,000円× <input type="text"/> 日)		通院回数 (3,000円× <input type="text"/> 回)		10,000円(本人) 又は 5,000円(家族)		請求額 = <input type="text"/> 円			
※裏面4、5参照 ※10万円を超えるときは10万円										
請求者の 受取金融機関	金融機関名		銀行・金庫 農協・信組			本店・支店 本所・支所 出張所				
	普通預金口座番号									
	フリガナ									
	預金名義人氏名									
上記のとおり請求します。 年 月 日										
	所属所									
	会員番号									
	氏名		印							
	現住所									
一般財団法人 滋賀県市町村職員互助会理事長 様										
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 所属所長 印										

(注1) 「特定損傷の区分」及び「不慮の事故の状況及び原因」欄は、特定損傷(2.)の場合にのみ記入してください。  
 (注2) 入院の日数及び通院の回数を確認できる書類(医療機関の発行する領収書等)並びに医師等の診断書を添付してください。  
 (注3) 特定損傷(2.)の場合の損傷の定義は、裏面のとおりです。事前に医師等に該当の可否を確認のうえ請求してください。

### 傷病見舞金・家族傷病見舞金の請求に係る注意事項等

- 1 入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいい、次の場合は、給付の対象となりません。  
美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、人間ドック検査、治療を伴わない入院検査、自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合
- 2 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。  
ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。
- 3 特定損傷とは、骨折、関節脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とし、対象となる骨折、関節の脱臼、腱の断裂、熱傷及び永久歯の喪失とは、次によって定義づけられる損傷をいいます。

損傷名	損傷の定義
1. 骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
2. 関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
3. 腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。）を要するものをいう。ただし、疾病を原因とするものを除く。
4. 熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 (1) 深達性Ⅱ度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態（直径2cm未満を除く。） (2) Ⅲ度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（直径2cm未満を除く。）
5. 永久歯の喪失	歯（第三大臼歯（親しらず）、過剰歯及び乳歯を除く）の根元から全体を永久に喪失した状態（医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む）をいう。ただし、疾病またはそしゃく行為を原因としたものを除く。

- 4 入院を伴う治療に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院の回数は、3回を限度とします。
- 5 特定損傷に係る傷病見舞金の支給額の算定における通院とは、自己負担額が3,000円以上の通院に限ります。  
ただし、自己負担額が3,000円未満の通院があるときは、3,000円未満の通院に係る自己負担額の合計額を3,000円で除して得た数（小数点以下切り捨て）を通院回数に含めることとします。